

人員基準質問兼告知書

以下の事項について相違ありません。

法人の所在地：

法人の名称：

代表者の職・氏名：

チェック項目	チェック欄
管理者は専ら職務に従事する常勤の主任介護支援専門員ですか。	<input type="checkbox"/>
【上記にチェックが入らない場合に記載】「管理者要件の適用の猶予※1」に該当していますか。もしくは「管理者確保のための計画書」を届出していますか。※2	<input type="checkbox"/>
事業所に勤務する介護支援専門員は、既に指定を受けている居宅介護支援事業所の届出内容と同じですか。	<input type="checkbox"/>

※1:令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

※2:主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、その理由と計画書を保険者に届出で管理者要件の適用を猶予する。

◆居宅介護支援の指定基準を満たしていない場合は介護予防支援の指定を受けることはできません。